

## 令和2年第3回 飯塚市議会会議録第6号

令和2年6月25日（木曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第14日 6月25日（木曜日）

#### 第1 常任委員会委員長報告

##### 1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第69号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)
- (2) 議案第71号 飯塚市税条例の一部を改正する条例(令和2年度税制改正関係)
- (3) 議案第72号 飯塚市税条例の一部を改正する条例(新型コロナウイルス感染症対策関係)
- (4) 議案第85号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)

##### 2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

##### 3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

##### 4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第79号 契約の締結(競走場走路改修工事)
- (2) 議案第80号 土地の処分(小藤工業団地)
- (3) 議案第81号 土地の処分(吉北企業立地用地)
- (4) 議案第82号 市道路線の認定
- (5) 議案第83号 専決処分の承認(令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

#### 第2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第84号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること

#### 第3 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第4号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第6号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出

#### 第4 議会選出各種委員の選出

- 1 中小企業融資制度審議会委員

#### 第5 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 8 号 継続費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市一般会計)
- 2 報告第 9 号 継続費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別計)
- 3 報告第 10 号 継続費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市下水道事業会計)
- 4 報告第 11 号 繰越明許費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市一般会計)
- 5 報告第 12 号 繰越明許費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計)
- 6 報告第 13 号 事故繰越し繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市一般会計)
- 7 報告第 14 号 令和元年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越
- 8 報告第 15 号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 9 報告第 16 号 飯塚市土地開発公社の経営状況
- 10 報告第 17 号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況
- 11 報告第 18 号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況
- 12 報告第 19 号 一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の経営状況

第 6 署名議員の指名

第 7 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第 69 号」から「議案第 83 号」までの 15 件及び「議案第 85 号」、以上 16 件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。23 番 瀬戸 光議員。

○23 番（瀬戸 光）

総務委員会に付託を受けました議案 4 件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第 69 号 令和 2 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 4 号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、総務費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、柏の森ヒルズバス停から中島組バス停の区間を運行する代替交通の運行便数はどの程度なのかということについては、昨年度の乗降調査の結果に基づいて、一定の利用者があった 10 便程度の運行を考えている。7 月中には運行ダイヤや便数を決定したいという答弁であります。

この答弁を受け、中島組バス停は乗降スペースが狭い上に、屋根やベンチもなく、周囲の交通量も多いことから、整備について検討してほしいという要望が出されました。

次に、商工費、商工業振興費について、プレミアムつき応援券を利用できる業種は、どの範囲を想定しているのかということについては、業種を問わず、市内全域で使えるようにしたいと考えており、市内の事業主に約 4 千件のダイレクトメールで周知する予定にしているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 71 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例（令和 2 年度税制改正関係）」及び「議案第 72 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症対策関係）」以上 2 件については、執行部から、議案書及び補足資料に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案 2 件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 85 号 令和 2 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 5 号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告にありました議案第69号、第71号、第72号及び第85号について賛成の立場から、幾つかの点について指摘し討論を行います。

北九州市では第2波の兆し、東京都では職場クラスターが発生したと指摘されており、本市は豪雨災害を警戒しつつ、新型コロナウイルス感染防止に全力を挙げなければならない重大局面であります。「一般会計補正予算（第4号）」は、新型コロナウイルス感染症対策、西鉄バスの路線撤退に対応するためのコミュニティバス等運行事業、鎮西小中一貫校の通学路の整備などに係るものが大半であり同意するものであります。

歳入において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億9785万2千円が計上されています。これは4月7日、国が緊急事態宣言とともに打ち出した緊急経済対策の1兆円のうち、地方単独事業にかかる7千億円の第1次配分であり、新たな対策のためには使わず、全て財政調整基金に回したとの説明であります。

新型コロナ対策のための市の財政出動はこれまでに、地方単独事業で12億9千万円、国の補助事業としては学校で使うタブレットのための6億2千万円があり、合わせて19億1千万円程度であります。

これらの財源は基本的に財政調整基金で対応したものであり、国の臨時交付金は財政調整基金に戻して当然という考え方のようにあります。

今後の臨時交付金について言えば、1兆円のうちの国庫補助金事業にかかる3千億円の第2次配分が近く行われ、その額は少なくとも2億円程度と考えられます。さらにその後、国の2次補正による2兆円の配分は単純に考えれば、5億円プラス2億円の2倍で14億円となります。つまり今後さらに16億円の交付が見込めるということになるわけであります。

これまでの財政出動が19億円で、今回5億円を財政調整基金に戻す考え方でいけば、今後の臨時交付金見込み16億円のうち、14億円は財政調整基金に回すことになってしまいます。

新型コロナ対策について片峯市長は6月17日、本会議において、「第2波を防ぐもしくは被災を最小限にとどめるために」、「検査体制や医療体制の保持に努め」、「保健所や医療機関との連携を継続」、また、災害発生時の避難所運営やインフルエンザ感染期との重複対応について、「安全確保ができるよう準備と努力をする」と答弁しています。

この市長の発言を踏まえて私は、今後の対策について次の提案をいたしました。ごみ袋代、児童クラブ利用料、学校給食費については当面、半額軽減とし、保育所と子ども医療費の無料化を図るとした3月定例会での暮らしアップ9億円プランを強化し、①PCR検査体制はインフルエンザ発熱の広がりとして市内120医療機関の規模を考慮して、せめて60カ所、②ひとり親世帯の生活保護世帯の差別的取り扱いをやめ、5万円を支給、③介護と障がい者福祉の現場の労働者に3万円支給、④中小企業事業主に30万円支給、⑤学校に対してはアルコール消毒薬による清潔の保持、心身のケア体制、20人学級程度のクラス運営、⑥水道料の一定期間の免除、⑦最後のセーフティネットである生活保護利用世帯への生活補給金の復活です。

この提案に対して片峯市長は、財政の見通し、財源の難しさを述べて難色を示しましたが、これらに必要な財政出動は新体育館総事業費47億円にも届かないものであります。

財源確保の考え方として私は、国において抜本的な地方財政対策を進める必要があることを指摘した上で、本市において①財政調整基金、減債基金、ふるさと応援基金をあわせた103億円

の一部活用、②臨時交付金は15億円と言いましたが、今後交付される見込みのある16億円の活用、③適切な借入れを改めて提案するものであります。

次に、市税条例の一部を改正する条例（2020年度税制改正関係）のうち、市民税関係は、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用、寡婦（夫）控除等の見直しに伴い、個人市民税の非課税措置の対象に「未婚のひとり親」を追加するものとのことであり、認めるものです。

次に、「市税条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症対策関係）」は、イベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合に寄附金控除を適用、住宅建設の遅延等への対応として、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長などであり、同じく認めるものであります。

「一般会計補正予算（第5号）」は、国の新型コロナ対策に伴うひとり親世帯臨時特別給付金事業は、対象とされる世帯に漏れなく、迅速に給付できるように特別な配慮が求められます。事業継続応援給付事業費の増額補正は、予想を上回る申込者への対応であり、認めるものです。この際、国、県の制度融資を利用できるかどうかにかかわらず、新型コロナの影響を受け、希望する市内事業者全てに30万円が届くように、新たな緊急対策を求めるものであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」、「議案第71号 飯塚市税条例の一部を改正する条例（令和2年度税制改正関係）」、「議案第72号 飯塚市税条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症対策関係）」及び「議案第85号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書及び議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正により、放課後児童支援員の要件に「中核市の長が行う研修を終了したもの」が追加されたことで、受講の機会もふえていくと思うが、本市の放課後児童クラブの支援員は充足しているのかということについては、放課後児童支援員と補助員を合わせて111名確保しており、充足しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、私立保育施設で副食費の滞納が発生した場合、市が徴収することができるのかということについては、私債権であるため、代行して徴収することはできないが、滞納が発生した場合は、保育施設との意見交換や助言を行うなど、できるかぎりの支援をしていきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論を行います。

この主な改正内容は、幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者から徴収できる費用として、御飯やパンなど主食費だけでなく、おかず類の副食費を徴収することにするとの説明であります。

田川市のウェブサイトによると、田川市では独自に平成31年4月から児童の年齢、収入によらず保育料の完全無償化を実施しており、3歳から5歳児の副食費、給食のおかず・おやつについて、国の制度では年収約360万円以上は、これまで保育料の一部であった副食費を自己負担していただくこととなったが、田川市では、副食費についても収入によらず無償化としている。ただし、月額4500円までとのことであります。

今回の副食費の徴収について、市は国の言うとおりに在宅保育の児童との公平性の観点からと説明しますが、公平性は負担をふやす方向ではなく軽くする方向で確保すべきであります。

子育て世代には、総額9千万円にも及ぶ副食費の負担ではなく、真剣な少子化対策、新型コロナ対策のための応援と負担軽減こそ求められるのであり、田川市長にできて飯塚市長にできない条件はなく、今回議案は撤回するよう求めるものです。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書及び補足資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例改正は地方税法の改正により、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」が適用されることに伴い、国民健康保険税においても同様の規定を追加するものであるため、国民健康保険税が減収になると考えられるが、その補填はどのように行うのかということについては、特別な財政措置等はないため、国民健康保険被保険者全体で補うことになるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、本条例改正により土地所有権を制約しかねず、また税収が減少することで国民健康保険被保険者全体に悪影響を及ぼすと考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、なぜ照明設備を廃止する必要があるのかということについては、電気設備に故障が見つかり、修理には鉄塔自体の大規模な工事が必要となる。また、照明器具をLED照明に変更する必要もあり、試算したところ1億円以上の費用がかかることがわかったため、廃止を決めたものであるという答弁であります。

次に、利用者に対しどのように説明を行ったのか、またどのような意見があったのかということについては、1月から利用団体の方へ照明器具が使えなくなる旨の説明を行い、他の野球場の利用を促した。また、利用者からの意見としては、照明が廃止になるのであれば、夏季期間は遅い時間帯まで球場を使用できるよう、利用時間を設定してほしいという要望があったという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、利用者から十分同意が得られているとは考えられず、市民からスポーツの機会を奪いかねないと考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、福岡県後期高齢者医療広域連合において、5月11日付で「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」が専決処分をされたにもかかわらず、本条例案を5月25日から開催された臨時会で提案しなかったのはなぜかということについては、後期高齢者医療広域連合から情報が入った後、条例案作成等の事務作業に時間を要し、決裁が臨時会告示日の前日になったため、臨時会での提案に間に合わないと判断した。決裁完了時点で追加議案として提案することも検討すべきであったという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告のうち、議案第73号並びに第74号に反対、第77号について賛成の立場から討論を行います。

「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、個人を対象に、低未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特例措置を創設するとの説明です。これは土地基本法等改正に伴うものですが、住民への悪影響を及ぼしかねない再開発事業をも後押しして、土地所有者等に、国や地方自治体を実施する土地政策への一般的な協力義務を新たに規定しており、憲法で保障された土地所有権を過度に制約しかねないものであります。国の法改正の解釈、条例改正した場合の住民への影響を正確に捉える努力が求められます。国民健康保険税減収につき、公費による特別の手当てがないため、減収分は国民健康保険世帯が負担することになります。

「体育施設条例の一部を改正する条例」は、颯田野球場の夜間照明を廃止するものです。少年野球を含めて利用の16チームは、庄内、筑穂、穂波の施設の利用へ変更を求めたとのことですが、理解を得られているとは判断できず、立地条件からも颯田が便利という視点、また、颯田地域におけるスポーツ振興の視点から言えば、改修して存続する方向を選ぶべきであります。改修は近い将来必要になり、その額はおおよそ1億円程度であり、総事業費47億円の新体育館建設をめぐる不調を繰り返すなど不透明な入札経過をたどった末に、予定価格を大幅に引き上げた2億円の半分程度であります。2億円といえば、第1体育館について耐震診断せよと県知事命令を受けても速やかに実施せずおくらせることがなければ、市長の決断によって3年前に行うことができた耐震補強にかかる市が想定した費用にも相当するものであります。

「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状があらわれたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている人に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けに関する規定を整備するものとの説明であり、賛成するものです。

今回条例改正の原因である福岡県後期高齢者医療広域連合の条例改正は専決処分であり、5月11日です。臨時議会の5日前の5月20日には議会提出の準備ができていたとの答弁が協働環境委員会でありました。新型コロナウイルス感染症対策という視点からは、飯塚市長において専決処分が認められるべきでもあり、臨時議会に上程するべきでもあったものであります。市対策本部が見落としはならなかったものであり、この組織的な対応について真摯な自己検討を行い、教訓と課題を明らかにすべき重大問題であります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

経済建設委員長の報告を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

経済建設委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第79号 契約の締結（競走場走路改修工事）」及び「議案第80号 土地の処分（小藤工業団地）」、以上2件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本件2件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 土地の処分（吉北企業立地用地）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、民有地を企業誘致に活用するために設置した企業立地用適地バンクの登録状況はどのようになっているのかということについては、有安、多田地区の飯塚庄内田川バイパスの隣接地にある7791平方メートルの民有地を1件登録しているという答弁であります。

この答弁を受け、登録数が多いほど企業に対しPRできるので、積極的に企業立地用適地を確保する取り組みを考えてほしいという要望が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、累積赤字の早期解消に向けた対策をどのように考えているのかということについては、ミッドナイトレースの開催日数をふやすことで売り上げを伸ばし、収益保障額を確保することを考えている。今後の施設改修も考慮した中で累積赤字を解消していきたいという答弁であります。

この答弁を受け、新型コロナウイルス感染症の影響で従業員が減少しているにもかかわらず、インターネットによる売り上げが伸びていることから、勝車投票券の販売形態や従業員の雇用等、経営のあり方も考慮した上で、収益改善計画等を考え直し、これまでと違う視点で累積赤字の解消に取り組んでほしいという要望が出されました。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 契約の締結（競走場走路改修工事）」、「議案第80号 土地の処分（小藤工業団地）」、「議案第81号 土地の処分（吉北企業立地用地）」及び「議案第82号 市道路線の認定」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議案第83号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。



「議案第84号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第84号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。本市固定資産評価員として久原美保氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第84号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第4号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

「議員提出議案第4号」の提案理由説明をさせていただきます。

「飯塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を次のように定める。提案理由については、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、飯塚市議会議員の議員報酬を改定するため、本案を提出するものであります。飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。第2条に次の1号を加える。(4) 前号の規定にかかわらず、議員が65歳に達する日の属する月の翌月以降の報酬は、月額40万円とする。第7条第1項中「12月1日」の次に「(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」を加え、同条第2項中「期末手当の額は、」の次に「基準日の」を加える。附則、この条例は、令和2年8月1日から施行する。

私は、昨年7月に65歳になりました。年金給付を受ける年齢になりました。現行の年金給付の制度を見ますと、厚生労働省年金局の資料では、老齢年金、老齢年金は月額平均14万6千円であります。その内訳は、老齢基礎年金、月額約6万5千円。それと、老齢厚生年金、約月額平均8万1千円からの給付となっています。この中で、日本年金機構の資料によりますと、老齢厚生年金を受けている議員の皆様への項目があり、その中で基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下の場合、老齢厚生年金は全額支給されるが、合計が47万円以上となる場合、一部支給停止額が発生するとなっております。このことから、議員報酬を下げることによって支給停止額は減り、老齢厚生年金がふえることとなります。言うまでもなく年金は国費での支給ですので、国費部分をふやすことにより、市費で支給される議員報酬を減額することを提案させていただきます。

現在、コロナ感染症への対応にいろいろと各議員から要望が出ている状況の中で、さきの一般質問においても、市は税収が20%減となった場合の財政シミュレーションを作成して、今後の対応に取り組むとの市長答弁もあっております。また、コロナ感染症対策には、財政調整基金か

ら取り崩しもされて支出が行われております。本改正案を可決いただき、令和2年8月から施行されますと、令和5年4月までの今任期中では約2400万円の議員報酬削減となりますので、少なからずとも財源確保にも寄与できるものと考えて、今般この議案を提案させていただくものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第4号」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

1つ質問させていただきます。どうしてその46万円を40万円にするのか。その6万円を減らすという根拠をお知らせください。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

正確な金額の根拠というのは、正確にはありません。ただ、はっきりしているのは、私この提案する際に、提案理由で言いましたように、老齢基礎年金が6万5千円ありますので、その分を見ながら、6万円程度削減するのは、皆さんのご理解をいただけるのではないかというふうに考えたわけです。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

年金は人それぞれもらう金額が、基礎年金にしろ、厚生年金にしろ、違うと思います。人の人生がかかっている問題ですが、この年金について、ここにいる28人の議員も、それぞれ年金をもらっている方もいれば、そうではない方もいらっしゃいます。現在、議員で年金をもらえる65歳の議員は8名いらっしゃいますが、その議員の年金についてお調べになりましたか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

おっしゃるとおり個人、個人、年金は違うと思いますけれど、調べましたかという質問に対しては、それは個人情報ですから調べておりません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

やはり、確かに個人情報で自分が幾ら年金をもらっているかというのは大変言いづらい。たくさんもらっている方もいらっしゃれば、そうじゃない方もいらっしゃいます。また、議員

報酬以外に年金を受けている方もいれば、いない方もいる。また、議員だけで仕事をしている方もいれば、そうじゃない、お仕事をたくさんされている方もいらっしゃいます。そういう中で、この議員報酬と年金をあわせて考えるというのは、私は大変珍しいというか、私が調べた中ではなかったんですが、提案議員はほかの自治体でこのように年齢で報酬を変えているような条例があるかどうか、調べたかどうかお知らせください。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

提案理由の際に述べさせていただきましたが、厚生労働省年金局の資料では、平均で老齢年金は14万6千円というふうに言われております。そして、老齢基礎年金は月額約6万5千円というふうに言われております。でありますから、老齢厚生年金は平均約8万1千円という資料がありますので、その資料に基づいて今回提案させていただいております。それとともに、老齢基礎年金というのは、国民年金1号に該当する部分であります。これは20歳から60歳までの加入義務というのがあります。その点から考えまして、この内容で提案させていただいております。なお、全国でこういう65歳以上の方と65歳未満の方で報酬をわけているところがありますかというご質問は、ありません。全国では1つもありません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

では、この議案が通った場合、この議案は全国でも初めての議案ということになり、大変注目も集められると思います。そのときに市民と話し合いをしたかどうかというのは大変重要なポイントだと思いますが、その辺はいかがお考えになりますか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

私は3月の議会報告として、議員活動報告を3月議会終了後に作成いたしまして、自分の住居区の周辺に3千部程度、それと同僚議員も同じようなものを3千部、合わせて6千部配布させていただいておりますけれど、市民の皆様からは批判等は受けておりません。ご理解いただいているものと理解しております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

議員報酬の考え方ではありませんが、正規、非正規の問題となりまして、同一労働、同一賃金という考え方がありますが、それと、この同じ議員で賃金を変えるということに対して、どのようなお考えがありますか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

そういう考えもあるかもわかりませんが、地方自治法の第1条の2の②にこういうことが記載されております。「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」私はこういう観点から、地方自治の中でこういう考えを持って自主的にいろいろな形で報酬のあり方について取り組むことについては、この地方自治法の条項に沿っているものと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

以前いただいた資料によりますと、65歳以上の老齢厚生年金が月に10万円支出された場合というふうに、10万円の場か、10万円の場か、年間120万円の場かの場合の老齢厚生年金だったら、支給停止額が、次のようになりますということで、支給停止が行われ、40万円にした場合は支給停止にならないというふうになっていて、仮に先ほど言われた、仮に10万円というのは、やはり根拠が私は難しいと思うんですが、例えば、いただいた資料の中で、老齢基礎年金の女性の平均は10万8756円というふうにお調べになっております。これはあくまで平均であって、平均ということはこれより高い人もいらっしゃる、当然低い人もいらっしゃると思うんですが、そのとき、低い方についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（上野伸五）

金子加代議員。議案に対する質疑なので、その範囲でお願いいたします。どうぞほかの質問があれば続けられてください。

ほかに質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国の年金改革、支給年齢を75歳まで引き上げたいとか安倍政権が言っているわけですけど、それにもかかわる議案になっていると思います。提案者、道祖 満議員、国民民主党。賛成者、佐藤清和議員、国民民主党。賛成者、瀬戸 光議員、市民クラブ。副議長会派ですけれども、65歳を超える議員の報酬を年金支給に合わせて切り下げようとするのは、年金という国政にかかわる政策展開になるのでお尋ねするわけけれども、国民民主党の党としての政策によるものか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

私ども、ここにいる3人とそのほかの人たちとご相談してやっている内容で、党の政策ではありません。あくまでも飯塚市議会議員として飯塚市の財政を見て、こういうことを考えていくことが市民生活に寄与するのではないかとということで提案させていただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国費の支出を引き出して、市の支出を減らしたいということだったので、そのようにお尋ねしたわけです。飯塚市議会における国民民主は、公党たる国民民主党の地方議員団であると考えます。国民民主党の政策ではないものを条例改正で飯塚市議会に持ち込むことは、現段階で国民民主党が党として了承していることなんでしょうか。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。この議案は、飯塚市会議規則にのっとって提出されておりますので、議案の内容についての質疑をお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国民民主は2人しかいないために、議案提出には1人足りません。副議長会派の議員と協同することは、国民民主党が党として了承していることですか。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。会議規則第51条第1項の規定によって、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととされております。議案の内容に対する質疑をよろしくお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

発言は非常に簡明です。議案にも係わっております。今回条例の65歳を超える議員の報酬を

年金支給に合わせ6万円削減することは、住民福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治を進める本市において、飯塚市議会が監視機関として役割を発揮する上で、どういった点で貢献すると思いますか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

議員報酬を削減、65歳以上の方々にご協力いただいて報酬を下げる。下げるけれど、何ら議員としての権限を失うものではありませんので、普通どおりだと理解しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

別に新たな貢献はこれによつては生じないと。監視機関としての機能が強化されることは、この措置によつて強化されることはないということを、今答弁されたんですかね。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

あなたの見解、取り方の違いだと思いますけど、私は何ら議員活動に束縛を与えるものではない。通常どおりの議員活動が行われるものだと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

あなたのというのは、川上のことだと思うので、取り方次第だと言うので、要するに65歳を超える議員について6万円、報酬を削減する措置は、別に飯塚市議会の監視機関としての機能強化に結びつくことではないと、それを認められたというふうに思います。それで、議会の何と言うか、活力、活性化という点で言えば、道祖 満議員が当初提案したものには、65歳を超える議員からは6万円を奪いますけれども、それ未満の議員には3万円を上乗せして、したがって49万円か、渡すことによつて若手議員を応援したいというような趣旨があったと思うんですけど、3月定例会の後配布したチラシは、そのような中身だったんですか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

骨子はそのとおりです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど金子議員の質問に対して、住民の理解は3月定例会後の若手議員に金を回しますというチラシを6千枚まいて、誰も文句を言って来ないので市民はみんな了解したと思うという不思議な認識を示されましたけど、3月議会で市民に紹介したものと違うものを、あなたは今議会に提出しているんですけど、何か市民に対して言い訳することがありますか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

提案理由の中で説明したように、現在コロナの問題が大きな地域経済に与える影響が広がってきているという実態があります。その中で、当初私が考えていたのは、若い議員が少なくなっている傾向があるから、65歳以上の人たちの報酬を下げて、そして若い人たちの報酬を上

げることによって、若い議員のなり手がふえることを望んでこういう取り組みをやっていきたいということを、市民の皆さんには説明させていただきましたし、ここにおられる議員さんにも同じ趣旨のものを配付させていただきました。なぜそれが変わったのかというと、5月1日付で議員の皆様はその資料を配付して、その後意見をいろいろいただきました。その中でやはり、毎日、毎日、コロナの被害の大きさがわかってくるにつれて、とりあえず当初皆様に示した資料は、65歳未満の人たちの報酬を46万円から3万円上げて49万円にするのは来期以降、来期からというふうに書いておりました。ですけど、今このコロナの被害は拡大する中で、そういうことよりも、まず65歳以上の報酬を6万円下げることによって、約2400万円程度になると思いますけれど、今任期中2400万円の削減をして、そしてその2400万円を何らかの形でコロナ対策等、市民の生活に寄与するように取り組んでいったらいかかということで意見をいただきましたし、そしてその意見に従いまして、今回こういう提案をさせていただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ちょっと気になったんだけど、その意見をいただいたというのは何ですか。住民からは意見は全然出てないというふうに先ほど聞いたけど、誰の意見ですか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

5月1日に、5月初旬に皆様のほうに考え方を示した文書を配付させていただきました。そして、もしこれに対するご意見があればということで、市議会の皆様のご意見をいろいろお聞きして、そしてこういう形で出させていただきました。ただ、私のもとには「今までにない提案をしていますね」という市民の声はいただいております。

○議長（上野伸五）

提出に至るまでの経緯はわかりましたので、議員提出議案第4号に関する質疑応答をお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

わかりました。それで、前段にかかわることで、議員報酬ですから、住民の共感と理解を得るというのは非常に重要なんだけど、3月議会の後のチラシと議会内で配付したものは別のものであるということを確認しました。そして、別のものを議会で配って、議案上程まで来たんだけど、それを例えば5月の臨時会の前後あたりに市民にビラを配布したというふうにもおっしゃらないので、ちょっと聞くけど、議員報酬を定めるに当たり住民の共感と理解を得る上で、きょういきなり議会で議論しているんだけど、本当にこういうやり方でいいのかと。どういう取り組みが本来は適切であるか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

議会での取り扱いについては、先ほど私がお諮りしましたとおり、皆さんご異議なく委員会付託を省略しておりますので、その点についてはご了承いただきたいと思います。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

だから、それはいいんですよ。私も議運できょうもうここでやるしかないという局面で迎えていますから。住民の共感と理解を得る上で、どういう取り組みが適切かを聞いたんです。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員、市議会規則にのっとり議案を提出されておりますので、議案の内容についての質疑をお願いできますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは議会で規則に基づいて最終日本会議で付託を省略してやるということと、別の問題なんです。道祖議員は6千枚チラシをまいて、了解があっただろうと思うと、家の近所に。そして議会に出してきたものは別のものという状況は確認ができました。それで、年金支給ということであれば、65歳前に支給を受ける制度がありますが、65歳を超える議員としたのには、どういう理由があるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

提案理由の際に述べさせていただいておりますけれど、65歳から老齢厚生年金が支給されるわけですけれども、その際には、ここで47万円以上の場合には、老齢厚生年金が支給停止されるということになっておりますので、この金額の適用が65歳からだということで理解しておりますので、65歳という形にさせていただきました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

年金が別の形で出る、あるいは支給停止状態になっていくということで、それぞれの条件に応じた報酬の削減というのは考えなかったんですね。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

あくまでも老齢年金は65歳からの給付であります。ですから、基本は65歳でありますから、65歳を基本として物事を考えていったということです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

65歳を超えるということは、そういう恐ろしいことがあるのだと。狙い撃ちされる危険があるということなんです。それで、財政的貢献と言われました。道祖 満議員は常々、議員の定数を28人から24人に削減するときも、何をするときにも「財政的貢献を」というふうに言われます。あなたの財政的貢献目標は幾らですか。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員。議案に対する質疑をお願いしていいですか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは提案理由の中で2400万円と言っているわけだから、道祖議員が財政的貢献目標を、当初我々に持ってきたときには、若い65歳未満の方には3万円を渡します。それによって財政効果は少なかったはずですよ。そういう話になっていくんだから、この道祖 満議員の財政的貢献目標が幾らかというのは、議案の質疑そのものだと考えますけど、どうですか、議長。

○議長（上野伸五）

いや、川上議員。私が思うのは、提出された議案に対する質疑なので、それまでの経過について話をすると、議案に対する質疑にはならないというふうに思いますので、ただ、この議案に関して、道祖 満議員の財政に対する思いはお聞きをしたいと思いますので、その点については、27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

あくまでも、皆様に、議員諸兄にお渡しした考え方の資料は、65歳以上の方々の報酬を46万円から40万円に下げる。そしてこれは8月1日から実施したいと。そしてなおかつ若い人たち、65歳未満の方々については、来期から3万円程度上げること考えているということ

で、そしてそれを一緒に議員提出議案として出させていたいただきたいと思っておりました。しかし先ほども説明したように、コロナの被害の拡大が目に見えてきておる状況ですから、今回は65歳未満の人の提案は控えさせていただきまして、65歳以上の方の内容について、提案を今回させていただいております。その結果、計算したら2400万円の効果額は出ると。これは、今期から若い人たちの報酬を上げることが、議員の皆様方にお渡しした資料の中には書いておりません。あくまでも、提案しようとしたのは、今期この内容で提案させていただきますと、2400万円程度の削減効果が出ると。それと私に対する先ほどの質問ですけど、じゃあ削減効果額は幾らがいいのかというと、それは少ないよりは多いほうがいいと私は思っております。それはなぜかと言いますと、その分市民の皆様の生活のほうに何らかの付与がいくと考えておりますから。ただ今回はご質問の内容に沿わないかもわかりませんが、今回の提案の中では、今期この制度が導入されるならば、約2400万円程度の削減効果があるということをおっしゃるのでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど、冒頭、提案理由説明で、国費から、逆に言えば2400万円持ってきて、市費を2400万円支出を減らしたいということのようですが、国費と言うけれども、年金というのは国費なんですか。国民の共有財産ではないんですか。それを、例えば安倍政権などは、それで投資に回して、株式に回して株の価格を、株価を安定させて、政権維持などに利用しているという指摘もあるくらいですけど、そして年金が消えていくと、一晩で消えていくというような問題も一方ではあるんですけど、これは国民共有財産ですよ。どこかの総理大臣がしっかり握っているような話とは違う。国民共有財産から2400万円取ってきて、飯塚市に2400万円入れるというのでは、そういう意味では、国民、市民の福祉の増進にそれが本当の意味で使えるかどうか、もう少し考えたほうがいいと思う。じゃあ、それは私が推奨するわけではないんですけど、議員は考えたことがあると思います。資産報告制度によって議員は所得を明らかにしているわけですから、議案提出者と賛成者、少なくとも提出者は高額所得のある議員について報酬をどうしたらいいのかと。金持ちの議員からは、金持ちの議員には、報酬を――。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。会議規則第51条第1項の規定によりまして、発言は全て簡明にすることとされておりますし、同項第3項の規定によりまして、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとされておりますので、ご自身の意見は討論で述べていただき、簡明に質疑いただきますようお願い申し上げます。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それで、もう意味がわかったと思います。どういうことを、高額所得のある議員について報酬をどうするか考えてみたと思います。どういう検討をしたか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

わかりましたか。議員の所得に過多があるので、高所得の議員についての対応を考えられましたかというご質問です。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

先ほど金子議員からも、いろいろ年金が、個人個人、調べたかということでありましたけれど、どなたが高額所得者か、私は知りません。というのは、それは個人の情報であって、私に関知するところではないと思っておりますし、再三申し上げておりますけれども、あくまでも厚生労働省の資料に基づいて今回提案させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。



○8番（川上直喜）

道祖議員、私は資産公開、資産報告制度と言ったでしょう。あれには確定申告書も示すし、源泉徴収票も出すし、所得と資産が全部出てくるんですよ。だからこの間新聞に出たじゃないですか。28人の中で誰が一番大金持ちかというのが、賛成者の中に市民クラブがいますよね。市民クラブでも検討してないんですかね。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますけれども、議案に対する質疑の内容が議題外にわたっておりますので、会議規則第51条第2項の規定により注意させていただきます。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私も国会討論とか見るけど、ちょっとあり得ない。この私の質問が議案質疑と関係がないとか言うのが。しかし議長の指示だから従いますけど。年金がないか、低額である議員についても同じように6万円減額してよいか検討したか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

再三申し上げておりますけれど、あくまでも、あくまでも厚生労働省の資料に基づいて現行の年金給付の状況を見ますと、老齢年金は平均14万6千円。そして、この中には老齢基礎年金月額6万5千円というふうになっているというふうに理解しております。平均ですね、月額約6万5千円ということになっておると思います。したがって、それに基づいて、こういう考え方を示させていただいておりますので、ご理解を賜ります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

できれば道祖議員は国民民主党なんだから、無年金者がどのくらいあるのか、非常に低所得の年金者がどれくらいあるのか、またその方たちが地方議会の議員となって活躍できる、そういうことを考えてもらいたいというふうに思っていたわけです。それで、財政的に寄与するというあなたの発想であれば、65歳以上とか言わないで全ての議員について報酬を減額することを検討したと思います。その辺どういう検討しましたか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今回はあくまでも65歳以上の方の報酬を、年金は老齢基礎年金を義務として20歳から40歳まで、義務として加入するようになっております。するとそれは月額約6万5千円ただけると、給付されるというふうになっております。この点を考えて提案させていただいております。若い人たちの、もともとの考え方としては、私は若い人たちの報酬を若干上げるべきだというふうに考えておりますので、今回は確かにコロナの被害が大きくなっている状況から考えれば、確かにおっしゃるように、議員の全員の報酬を下げることによって削減効果が上がるかと思っておりますけれど、今回出させていただいているのは、あくまでも65歳以上の方々の報酬を6万円減額したいと、させていただきたいと、していきましょうということで、提案させていただいているということでご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市民の感覚とは少し違うということがわかりました。それで、財政的に寄与するという国民

主党の発想からすると、今回議員については、65歳を超えるものについては報酬6万円ですから、13%削減ということになりますよね。議員が率先して13%削減ですよということになってくると、この発想がどういう影響を与えるかということ、先ほど金子議員は全国的な影響のことを言われましたけど、本市においてどういう影響があるかということ、各種審議会などのメンバーの報酬削減圧力にならないか、私はそういうことを心配するんだけど、道祖議員は心配しませんか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

再三申し上げますが、あくまでも65歳以上の議員の皆さんに、確かにいろいろ状況があるかも知りませんが、46万円の報酬を40万円、6万円下げてください。これについて、財政効果を狙っていきたいということをご提案させていただいております。ほかのところについては、私は、それはあなたが言った報酬であるならば、私はそこに幾らであるとか、議員がそういうふうになったら、13%下がったから13%下げるべきだとか、そういうことは今回提案させていただいておりませんので、あくまでも提案させていただいている内容は、65歳以上になりますと年金がありまして、そして年金の中の義務になっております老齢基礎年金を20歳から60歳までかけますと、月額6万5千円給付されますので、だからその程度の減額をすることをご相談させていただいているということで、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そういうことを聞いているんですよ。65歳を超えて年金が支給停止になっている、あるいはなる、特別職などについて、例えば市長ほか三役への削減圧力ということもあるでしょうけど、重大なことは自治会長が兼任することも多い行政協力員の報酬の削減圧力、これは年金を受け取っている方ですよ。そういうものにも13%削減になっていかないか、それを防止することについて、どういう検討したか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

同じ答弁になるかもしれませんが。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

再三言っておりますけど、あくまでも65歳になりますと老齢年金というものがただけまして、そしてそのうちの老齢基礎年金は月額6万5千円、これは20歳から60歳まで40年間加入する義務があります。義務をちゃんと行いますと6万5千円の年金をいただけるということでございます。それと、再三何%と言われておりますけれど、私はあくまでも65歳以上の皆様の報酬のあり方を提案させていただいておりますので、ちょっと私は質問議員がおっしゃる内容には理解ができない部分があります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

あまりよく考えないで、年金のこともよく知らないで、この法律をつくった場合の市民への影響をあまり考えないで提出されたということがよくわかりました。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

道祖議員にとって、そもそも年金とは何だと思われませんか。

○議長（上野伸五）

金子加代議員、議案に対する質疑を。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

年金というのが、46万円から40万円に減ったというのが、老齢基礎年金や厚生年金を合わせたところが14万円あって、それを減らすというようなことを考えたということであれば、その減らす原因ともなるその年金とは一体何だというふうに考えますか。

○議長（上野伸五）

今までの質疑の中でまた同じ答弁になると思われま。す。（発言する者あり）年金をかける義務があるので。（発言する者あり）7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

もう1回質問させていただきます。もともと46万円を40万円にするのは、年金をもらうからだということですよ。その年金というのは何だというふうにお考えですかというところが聞きたい。年金の考え方を聞きたいんです。（発言する者あり）じゃあ、もういいです。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

もともと年金というのは、生活を保障するためのものだと思うんです。年金には3つ――。

○議長（上野伸五）

金子加代議員。申しわけありません。会議規則51条第3項の規定によって自己の意見は述べることにはできないとされておりますので、意見は討論でぜひおっしゃってください。それはとめませんので。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

じゃあ、質問を最後にさせていただきます。確認です。私が考えていることがあっているのかなと思って聞くんですけど、46万円を40万円にするのは年金が支給されるからだ。その年金は国からもらえるので、65歳の人たちは心配しなくてもいいよ。市からは支給されないけど、年金があるからほとんど変わらないんじゃないかというふうなことだと思ったんですけど、そうしたら一石二鳥、一つは市民にも効果がある。もう一つは、自分には、議員には何の損得もないだろう、だろうですね。ということだというふうには私はこの議案を理解したんですけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

損得という話になりますと、ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけど、例えば、65歳と言いますか、皆さんがいただいている報酬は年に721万6千円程度いただいております。それが年収でございます。これが65歳以上で、いろいろな保険料とか国保税とか所得税とか引かれますと、手取りが546万円程度になります、私の計算では。そして、これが6万5千円の年金をいただけるということで、月額46万円を40万円にしますと、年収が705万円になります、そしてそれから所得税等の税額等、引かれるものを引きますと、563万円程度になります。損得と言いますと、こういうことになるということを計算しておりますが。

○議長（上野伸五）

ほかに質疑はありませんか。16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

而今会の吉松です。提案議員にお尋ねいたします。議員報酬については、地方自治の根本である2元代表制にかかわる重要な問題であると考えております。この問題を当事者である議員だけで議論するというのは客観性に欠けると思っておりますが、提案議員は平成20年6月23日の議会運営委員会の議事録に「私は議員の報酬を自分たちでいじくるのはいかなものか」と思って

おります。というのは、報酬審議会がありますから、飯塚市の場合は、それは第三者機関でございまして。そこにやはり上げる、下げるなどの諮問をして、そして客観的に見ていただいて、そしてその諮問の答申に従うべきだと思っております。単純に言えば、下げるときは自分たちで決め、上げるときも自分たちで決めるというようなことを、そういうふうなとり方もありますので、私は報酬審議会でも審議してもらったほうがよろしいのではないかと発言されております。さらに平成20年第2回定例会においても、同様の発言をされております。その議員が、今回、そういうことでなく、提案されたということは、どういうことでしょうか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

私は報酬については報酬審議会でも審議していただいて結構だというふうに思っておりますし、今でもそういうふうには思っておりますよ。しかし、報酬審議会はこのようになっております。「市長の諮問に応じ、当該議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議する」と。質問議員が2元制のことを言われました。2元制であるならば、私はこの第2条、飯塚市特別職報酬等審議会規則の第2条から言うと、議員の報酬は、あくまでも2元制ではなく、市長に隷属する。要するに市長に従うというふうになっていると思いますので、この点については、疑問を持っております。ただ、私がそういう議員定数を削減することを提案したときのやりとりの中で、確かにそのように言っておりますが、それから1年間経っております。1年間経っておりますけれど、報酬審議会は開かれてない。こういうことなんです。報酬審議会は、合併して15年目になりますけれど、一度も開かれてない。こういう実態があるということを考えながら、今回、提案させていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

議員の言葉というのは非常に重いと思います。提案議員が6期目のときの言葉だと思っておりますけれども、その言葉——、審議会というものを経るべきでないというふうに今回提案されたわけですが、議員は皆同じ選挙で選ばれて、同じ職責であると。年齢によって差をつけるのはどうかというときに、地方自治の自主性を重んじるということを根拠に、年齢によって差をつけるというのはできると、自主性でできると言われておりますけれども、それは差別ではありませんか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

地方自治法、先ほど申し述べましたけれど、第1条の2の②の中に「地方公共団体に関する制度の政策及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」ということがあります。それとともに、203条に「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」、④として「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例ではこれを定めなければならない。」地方自治法にはこれしか書いてないんです。だから、自主的に賃金は、賃金のあり方を考えていくことについては地方自治法の趣旨から逸脱しているものとは思っておりませんし、先ほど言いましたように203条も条文からも逸脱しているとは思っておりません。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

何か私の質問には答えられなかったような気がするんですが、年金制度、これは国民全体の問題だと思うんですけども、議員報酬が下がる分を年金で補填しようとする発想、この発想は厚生労働省と言いますか、日本年金機構にとっては大変迷惑千万な話ではなからうかと思えます。その分だけ当然支出がふえますので、日本中の自治体が、このような自分たちだけよければよいというようなやり方をしますと、先ほど全国に例がない、初めてだと言われましたけど、例がないはずだと思います。日本中の自治体がこのようなことをやりますと、国民全体に迷惑がかかることになる。ましてや、その国民の中には飯塚市民の方もおられると。そういうことを、どういうふうにお考えですか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

考え方の違いだと思いますけれど、先ほどから言っておりますように高齢厚生年金は月額収入が47万円以上になると高齢厚生年金部分は減額されるのであります。これはもう国が制度として定めている内容なんです。だから、別にこれが報酬を下げることによって、国の国費からいただくことについては、そういう制度にのっとってやることについては、問題は生じないというふうに私は理解しております。それとともに、なぜこういう提案をするかと言いますと、今、総務省は地方議会議員のあり方に関する研究会をいろいろ行っております。各地方自治体では、また全国市議会議員会、全国都道府県議会議員会、全国町村議長会でも、そういうあり方について討議されている時期でありますから、今回こういう提案をさせていただきまして、そして皆さんにご理解いただいて可決すれば、それはそれなりに全国の地方議会議員のあり方に関する研究会に対する影響はあるのではないかというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

ほかに質疑はありませんか。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

いろいろ今、言われましたけど、何点か伺います。随分前に資料をもらった分ですけども、目的というところと今議員の報酬を下げるのが目的なのか、財政改革で少しでも飯塚市の財政に寄与していこうという目的なのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

あくまでもこういう制度を導入することによって、結果として財政効果は出てくる。議会費が削減できる。それは市民のほうに寄与できるというふうに考えて提案させていただいております。

○議長（上野伸五）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

以前いただいた資料は、昨年の6月に定数を28名から4名削減して24名と、これによる効果が年間2800万円ですかね、出ます。4年になると約1億円ちょっと突破しますけれども、今回は残り3年間ということで2400万円ということなんですけれども、この残り3年間の時限的なものなのか、そうではないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

条例の中に時限ということは提案させていただいておりません。

○議長（上野伸五）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

ということはやっぱり持続可能でなければいけないというふうに思いますけれども、例えば今28名で、既に65歳以上の方が8名、この残り3年で5名の方がそうになっていくでしょうということで、この3年間計算が出ましたけれども、次期になるとこの65歳以上の方々は何名、実際いっちゃうかというのは、まだ3年後ですからわかりませんが、これが同じように持続可能ではないということになりますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今回提案させていただいている内容からは外れておるようには思いますけれど、ご質問の内容が。ただ、私は当初から、川上議員の質問に対して説明しておりますように、今回出したいと思って皆さんの元に資料を送らせていただいたのは、65歳以上の人たちの報酬を46万円から6万円下げて40万円とする。それと65歳未満の人たちの報酬を46万円から3万円上げて49万円にして、若い人たちに少しでも報酬を上げることによって若い人たちが出やすい環境をつくりたい。それを考えたのは、今いただいている内容の中で考えました。そして提案したときは、次回からというふうにさせていただいております。次回は28人の定数は24人になりますので、財政効果が約1億数千万円、4年間の中でなるとは思いますけれど、それとともに、私は24人の、その年齢構成の問題もあります。あくまでも、65歳以上の人たちの報酬を今回のように6万円下げたままで、そして46万円である65歳未満の人たちの報酬を上げると。そういうことについては取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

とりあえず65歳は少なからうが、多からうが、次期も46万円を40万円にという話で、持続可能ではないんだなと。少なくなれば、今おっしゃったように、65歳未満の方は3万円上がりますから、プラスその報酬だけを見ると、手出しのほうが、本市の手出しのほうが多くなるんだという話でございます。それから、お若い方に立候補しやすい状況ということで、私も見ましたけれども、飯塚市の平均年収と言いますか、がそんなに、今で言うなら700万円以上の方はなかなかいらっしゃらないというふうに載っております。700万円より少なければ、ちょっとでも上げると立候補しやすいというような形になろうかと思はしますが、まだまだ飯塚の平均的な方は少ないんじゃないかなと。それから60代が――。

○議長（上野伸五）

奥山議員、質疑をお願いします。

○4番（奥山亮一）

50代が少ないという話でしたけれども、人口からいくと、60代の方が2万800人。50代の方が1万4千人、割っていきますと0.08%ということで、60代も50代も同じ比率で立候補されておりますけど、少ないというのが、何をもちって少ないとおっしゃっているのか、わかればお願いします。

○議長（上野伸五）

人口の話ですか。

○4番（奥山亮一）

立候補が少ないという話でしたので、何をもちって少ないのかと。

○議長（上野伸五）

先ほど質問の中で3万円上がるとかいう話をされましたけど、議案にそれは盛り込まれていませんので、もう一度ほかの質疑があればよろしいですか。よろしいですか。ほかに質疑はありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。21番 城丸秀高議員。

○21番(城丸秀高)

私は、「議員提出議案第4号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、次の3点により、反対の立場で討論をいたします。

まず1点目は、旧自治省の見解では、議員報酬は議員の実務的職務に対する対価であるとの解釈を示しており、生活給としての位置づけを否定しております。ということから考えると、年齢で差をつけるというのは適当ではないと考えています。

2点目は、先ほど質疑の中にもありましたけど、飯塚市には平成18年3月26日、飯塚市附属機関の設置に関する条例により、飯塚市特別職報酬審議会が設置されております。これは市長の諮問に応じ、議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議するというようになっております。私は、議員報酬は、先ほどもありましたけど、議員の主観的考えで上げたり下げたりするのではなく、第三者的な諮問機関である報酬審議会でも客観的な判断を仰ぐのが正しいやり方だと思っております。提案議員におかれましても、先ほども質疑の中でありましたように、過去に私と同様な考えを発言されており、今回の提案に関しては非常に違和感を感じております。

3点目は、私が特に疑問に思う点であります。提案議員の考えでは、国の年金制度と組み合わせで議員の報酬のあり方について今任期中の財政効果に取り組むと言われておりますが、飯塚市の経費の削減のために、年金の支出がふえてもよいという考えをされているのだからかと思いません。御存じのように、日本は今、超高齢化社会へと進んでおり、2025年には団塊の世代の最後の世代が75歳となり、人口の4分の1が75歳以上になると言われております。こういう状況の中、年金に関しては人口減少もあり、支えられる人がどんどんふえていくのに対し、支える人は段々少なくなってきております。年金資金も大変厳しいことになっていると思っております。また、全日本自治体退職者の会、福岡県本部が出している自治体福岡というのがありますが、その中に年金の50%を株に投資している年金積立金管理運用独立行政法人、通称GPIFというのがありますが、それによると新型コロナウイルスの大流行で世界同時株安が続いており、過去最大の損失が出ておる。年金資金が心配であると書いております。また、2020年は年金支給額が4月から0.2%引き上げられるものの、物価上昇が0.5%のため、実質0.3%の切り下げになると書かれております。こんなふうに年金支給額も実質下がってきており、これからも下がる可能性があります。今述べてきました状況の中で、議員報酬の削減を年金制度との組み合わせにより考えていくというのは、私はするべきではないというふうに考えております。先ほどもありましたけど、仮に全国の自治体、地方議員が全てそういう考えをしたら大変なことになるのではないかとこのように思っております。

以上の3点により反対をいたします。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。7番 金子加代議員。

○7番(金子加代)

私は反対の立場で討論させていただきます。反対の理由は3つあります。

1つは、議員報酬の問題は今いる議員の問題にとどまらず、住民みずからの議会をどうするかという問題があるからだと、私は考えるからです。もっともっと市民にこの議会を知ってもらうこと、それが必要だと思うので反対です。

次に、反対の理由は、やはり同一労働、同一賃金であるべきだと私は考えています。同じ選挙を通して、年齢に関係なく、私たちはやっています。何歳だからというふうな形で選ばれたわけではありません。同じ議員として同じようにやっていくには、同じ報酬で働くのが、私は当

然だと考えます。

また、もう1つの理由は、年金をこの問題に合わせるのは大変違和感を持ちます。年金は個人の生活を保障するものです。年金の種類を考えたらくわります。障害年金、老齢年金、そして遺族年金、それぞれが生活に困っていると思われる人に支給されるものです。それを利用して議員報酬と相まって考えていくというのは大変違和感を感じるし、そうすべきではないと私は考えます。平成31年3月の町村議会議員の議員報酬のあり方最終報告というものを読みました。町村議会なので、この飯塚市議会とは違うのかもしれませんが。しかし議会のあり方というところで考えると、大変参考になったので紹介させていただきます。「議員の報酬の検討を進める上で前提にあるのは、議会の活性化を図り、住民に身近な議会を構築することが必要である。熟議を通じて、自治体住民の意見を集約し、合意形成を図るとともに、それを政策立案に役立て、また行政が立案遂行することに対する行政統制を機能させることが必要である。」というふうに述べられておりました。私は、この議会が多様性があるものであるというのを大変望んでおります。道祖議員が先ほどから若い議員が必要だという意見に、大変私は共感いたします。多様性であること、いろんな人がいること、この議会には残念ながら女性は私1人です。女性がもっとたくさんいること、これも考えていく必要があるのではないかと私は考えます。以上の理由によりこの議案は反対します。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議員提出議案第4号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論を行います。

新型コロナ危機を迎えたもとの、住民の暮らしの困難、福祉医療の危機、地域経済の衰退、災害の復旧、とりわけ少子化対策など多くの課題に直面しています。地方の衰退は長年の自民党政治が招いたものですが、安倍自公政権はさらに国の制度改悪による社会保障削減や学校、病院、公営住宅を初め、公共施設の統廃合と縮小、上下水道の広域化、民営化などを推し進めています。地方自治体が国の言いなりで住民に負担を強いるのか、それとも国の悪政から住民を守る役割を發揮するのか、大きな焦点であり、監視機関としての地方議会の一層の役割發揮が求められます。こうした中で、今回65歳を超えると議員の報酬を削減する条例改正を、国民民主党が市民クラブ、副議長会派の協力を得て提出したわけであります。

反対する理由の第1は、議会内部の審査だけで議員報酬の改定を決めるやり方は、住民の理解を得るのは難しいということです。公平中正を貫くことができる報酬審議会などに審査を求めるとともに、住民の意見を聞く場を正しくつくる必要があります。提出議案と別のものを書いたチラシ6千枚、これを自宅周辺に配布して特段の批判がなかったということから、住民全体の了解を得たと考えるのは、余りに主観的に過ぎると考えるわけであります。

反対する理由の第2は、65歳を超える者を差別的に狙い撃ちした報酬の不利益変更であるということです。今回提案は、特定の目的を持って65歳を超える者だけを対象にするものです。しかも、市の各種審議会など報酬のあるほかの分野に影響が及びかねないのに、まともに考慮していません。

反対する理由の第3は、地方議会の監視機関としての役割を弱め、特定の方向へくりこもうとする動きの一環と捉えられるということであります。議案質疑の一問一答制の廃止提案、議員定数4減の提案、そして今回の65歳を超える議員の報酬の6万円削減であります。最後に、地方議会の監視機能を弱めるためのマルチスタンダードは決してあってはならない。このことを厳しく指摘し、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第4号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成少数。よって、本案は、原案否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。「議員提出議案第5号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

「議員提出議案第5号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第6号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

「議員提出議案第6号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私はこの議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

選択的夫婦別姓、これは夫婦の姓を選んでいいよという話です。しかし残念ながら、結婚してその姓を変えるとき、何%の人が女性の姓を名乗るのでしょうか。約5%しかいないと言われております。95%が男性の姓です。女性が今、社会進出をしていて、多くの女性が頑張っておられます。女性が登記することもあるでしょう。いろんな問題が大変面倒くさくなってきているということがあります。また、自分の名前を変えることにものすごく抵抗があるというふうに言われる方もいらっしゃると思います。以前、私が提案させていただきました女性差別撤廃条約選択議定書の中にも、この選択的夫婦別姓の問題は入っておりました。実は、この夫婦別姓の問題は、国連の女子差別撤廃委員会から2003年に夫婦同姓を差別的な規定として民法改正を勧告され、以来、勧告が繰り返されております。政府も法律で夫婦の姓を同姓とするように義務づけている国は、我が国のほかには承知していないというふうには、2015年の参議院の政府答弁書で述べられております。女性が社会で生きやすくなるために自分の名前、また家族の縛りを超えて個人でいきいきと生活できるように、この選択的夫婦別姓の制度を、私は賛成とさせていただきます。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第6号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において、指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

中小企業融資制度審議会委員に4番 奥山亮一議員、10番 深町善文議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、中小企業融資制度審議会委員に選出することに決定いたしました。

「報告第8号 継続費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）」、「報告第9号 継続費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計）」、「報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）」、「報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計）」及び「報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）」、以上5件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

報告第8号、第9号及び報告第11号から報告第13号について、ご報告いたします。

議案書の79ページをお願いいたします。「報告第8号 継続費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

80ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、2款 総務費、1項 総務管理費、鯉田交流センター整備事業を、令和2年度に逐次繰越したものでございます。

議案書の81ページをお願いいたします。「報告第9号 継続費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

82ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。地方卸売市場事業特別会計におきまして、1款 地方卸売市場費、2項 施設整備費、新地方卸売市場整備事業を、令和2年度に逐次繰越したものでございます。

議案書の85ページをお願いいたします。議案番号が1つ飛びますが、「報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

86ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間の関係などにより、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりました2款 総務費、1項 総務管理費、地方卸売市場周辺道路等整備設計委託料から10款 教育費、5項 社会教育費、文化会館改修工事設計委託料までの25件につきまして、翌年度繰越額の合計欄に記載いたしておりますように、合計で11億2331万5630円を令和2年度へ繰り越したものでございます。

議案書の88ページをお願いいたします。「報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

89ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。学校給食事業特別会計におきまして、年度末の国の予算措置に合わせて予算措置したため、繰越明許費を設定いたしておりました1款 学校給食費、1項 学校給食費、衛生管理改善事業費補助金につきまして、翌年度繰越額の合計欄に記載いたしておりますように、450万円を令和2年度へ繰り越したものでございます。

議案書の90ページをお願いいたします。「報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告」につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

91ページの事故繰越し繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により作業員の業務体制に影響があり年度内に竣工できなかったため、7款 商工費、1項 商工費、筑豊ハイツ再整備事業整備工事につきまして、316万8千円を令和2年度に事故繰越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件5件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第10号 継続費繰越計算書の報告（令和元年度 飯塚市下水道事業会計）」、「報告第14号 令和元年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」及び「報告第15号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上3件の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（榊 敏江）

報告第10号、報告第14号及び報告第15号について、ご報告いたします。

議案書の83ページをお願いいたします。「報告第10号 継続費繰越計算書の報告」につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の84ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費、浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金については、翌年度繰越額の欄に記載しておりますように、3億1606万4千円を令和2年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書の92ページをお願いいたします。「報告第14号 令和元年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の93ページの繰越計算書によりご説明いたします。改良事業費、諸施設改良事業につきましては、施工計画の変更に伴い、年度内の完了が見込めないため、翌年度繰越額の欄に記載しておりますように、4080万円を令和2年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書の94ページをお願いいたします。「報告第15号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の95ページの繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費、施設整備事業につきましては、県事業との調整に時間を要したこと、国の補正予算活用に伴う前倒し事業であり、年度内の完了が見込めないため、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で3913万2千円を令和2年度へ繰り越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議案書93ページの水道会計予算繰越計算書の説明欄に施工計画の変更によるという説明でした。詳しい内容をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（榊 敏江）

現地調査の結果、既設管が想定した位置になく、布設位置の変更と施工計画の変更に時間を要したために繰り越したものです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それはどこのことですか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（榊 敏江）

鯉田浄水場の導水管です。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

請負業者はどちらですか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（榊 敏江）

有限会社大川産業でございます。

○議長（上野伸五）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第16号 飯塚市土地開発公社の経営状況」の報告を求めます。建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

議案書96ページをお願いいたします。「報告第16号 飯塚市土地開発公社の経営状況」について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告させていただきます。

飯塚市土地開発公社につきましては、令和元年11月15日をもって解散し、令和2年3月12日に清算が終了いたしましたので、今回、ご報告いたしますのは、平成31年4月1日から解散日である令和元年11月15日までの決算及び解散日の翌日から清算終了日である令和2年3月12日までの間の清算についてのご報告をさせていただきます。

初めに決算につきまして、ご説明いたします。別冊「令和元年度飯塚市土地開発公社決算書」の5ページをお願いいたします。

（1）収益的収入及び支出でございます。収入からご説明いたします。上の表の、決算額の欄をごらんください。収益的収入の合計33億8146万9542円の主なものといたしましては、上から2行目の公有地取得事業収益17億7851万8479円で、これは、水江雨水ポンプ場新設事業敷地のほか、土地開発公社の解散に伴い、市に売却いたしました目尾地域開発事業敷地及び飯塚駅前広場整備事業用地敷の売却収益でございます。また、上から6行目に補助金等収益として16億289万9888円を計上しております。これは、公社解散に必要な資金を市からの補助金として受け取ったものでございます。

次に、支出について、下の表の、決算額の欄をお願いします。収益的支出の合計17億256万9435円の主なものとしましては、上から2行目の公有地取得事業原価16億9382万7125円で、これは、先ほど申し上げました水江雨水ポンプ場新設事業敷地外2事業敷地の売却に伴う費用でございます。なお、収入から支出を引いた16億7890万107円は、7ページ、損益計算書の最下段の当期純利益と同額となります。

次に6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。上の表の資本的収入についてはございませんでした。

下の表の、資本的支出の決算額の欄をごらんください。資本的支出の合計16億3236万4344円の主なものといたしましては、上から2行目の公有地取得事業費285万7873円は、土地開発基金からの借入金に対する令和元年度の利息となります。また、上から4行目の借入金償還金16億2950万6471円で、これは土地開発基金からの借入金の返済でございます。

次のページ以降に、損益計算書、貸借対照表等を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、飯塚市土地開発公社の清算についてご説明いたします。

別冊の「飯塚市土地開発公社清算報告書」の9ページをお願いいたします。まず、飯塚市土地開発公社の清算終了までの主な経緯につきましては、令和元年9月議会におきまして、「飯塚市土地開発公社の解散」の議案を上程し、9月26日に議決をいただいた後、土地開発公社が先行取得し管理しておりました全ての公有地について、令和元年10月3日に買い戻し契約を締結し、同年10月10日付で市への所有権移転が完了しております。その後、令和元年11月15日に福岡県知事の認可を受け解散し、以降、清算人が12月2日から計3回、官報で解散及び債権申し出の催告の公告を行うなどの清算業務を行い、全ての収入及び支出に関する事務を終えた後、令和2年3月12日に残余財産を市に引き渡し、同日付で清算終了いたしております。3月

16日には清算結了登記が完了し、3月26日に福岡県知事へ清算結了完了の届出を行い、全ての清算手続が完了いたしました。

戻っていただきまして、清算報告書の5ページをお願いいたします。清算の結果、「3. 差引残余財産」が現金16億8679万6294円となりました。その内訳としましては、16億7879万6294円が公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び飯塚市土地開発公社定款第27条第2項の規定に基づき、市に帰属する残余財産です。残り800万円は市から公社へ支出いただいた基本財産でございます。この差引残余財産につきましては、先ほど申し上げましたように令和2年3月12日付で、市に引き渡したところでございます。

以上、簡単ではございますが、「報告第16号 飯塚市土地開発公社の経営状況」についての説明を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

清算にかかわることで、6. 残余財産処分方法の説明がありました。現金の16億7800万円余は帰属、現金の800万円は返還ということで、3月12日、市に引き渡したとのこと。このお金は今どこにあるんですか。

○議長（上野伸五）

建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

土地開発公社基金でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

両方ともそこにあるんですか。

○議長（上野伸五）

建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

はい、そうであります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この引き渡した2つのお金は、基金に入っているんだけど、用途はどういうことになりますか。

○議長（上野伸五）

建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

今後の公有地の購入等の資金等になるものと思います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この基金の目的との関係で言うと、金額が大き過ぎると思うんだけど、別に移しかえることはできないんですか。

○議長（上野伸五）

建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

今所管しております基金は財政課のほうにありますので、都市開発公社として使うものではあ

りません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この金額は市の一般施策に使えるお金ということになりますか。

○議長（上野伸五）

建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

その内容となれば財政のほうの話になりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

事の流れがありますから、財政当局のほうで答弁してもらえませんか。

○議長（上野伸五）

建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

すみません。お時間をください。

○議長（上野伸五）

川上議員、今財政課長に上がってきてもらっているんですけど、ほかに質疑があったら先に。暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

失礼いたしました。先ほど残余財産の16億円超につきまして、土地開発基金のほうに積み立てているというような答弁をいたしましたけれども、こちらにつきましては寄附金として一般会計が受け入れております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうしたら担当課長のほうで訂正があるんですか。

○議長（上野伸五）

建設政策課長。

○建設政策課長（臼井耕治）

申しわけありません。先ほどちょっと答弁が間違っておりました。申しわけありませんでした。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうしたら寄附金で、当初予算で引き受けておるといことですかね。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

令和元年度中に寄附金として受け入れております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、その固まりとしては、財政調整基金ないし減債基金のほうに行っているという理解でもいいですか。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

土地開発公社を解散する際に、一般会計のほうから16億円超の金額を土地代を清算するために、土地開発公社のほうに補助金を支出しております。それがそのまま戻ってきたというような形になります。

○議長（上野伸五）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第17号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

「報告第17号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」について、ご報告いたします。

議案書の97ページをお願いいたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

別冊資料「令和元年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団決算書」及び「令和2年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業計画書及び予算書」により、報告させていただきます。

決算書の3ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、市民の文化芸術に対する多様なニーズに応えるため、公正な事業運営に努め、飯塚市における文化芸術の振興における役割を果たすべく事業展開に取り組んでいます。

事業内容といたしましては、飯塚市文化会館指定管理者業務及び受託事業として、イイヅカコミュニティセンターほか2施設の管理業務、飯塚市中央公民館等支援業務に取り組んでいます。

飯塚市文化会館指定管理者業務は、文化会館の管理・運營業務と芸術文化振興事業の実施が主なものとなっており、3ページから8ページにその概要を記載しております。

6ページ、自主文化事業につきましては、観賞事業、参加育成事業、出前講座事業、支援事業、その他文化芸術情報の収集及び発信事業の5事業を実施しております。

9ページから12ページに令和元年度に実施いたしました自主事業の実施状況を記載しております。

12ページから13ページに令和元年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、15ページから16ページにかけて、受託事業に係る事業概要、施設の利用状況等を記載しております。

17ページに令和元年度事業報告附属明細書として、新型コロナウイルス感染症への対応について記載しております。

文化会館の指定管理者として、感染拡大防止の観点から施設利用の自粛を初め、さまざまな対策を講じながら運営を行ってまいりましたが、感染拡大に伴い飯塚市のイベント開催等の判断基準により、福岡県内で初めて感染症患者が確認された2月20日以降、開催を予定しておりました7件の自主文化事業を中止または延期の対応を行っております。



19ページをお願いいたします。令和元年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございます。決算額の経常収益計2億5359万4061円から、20ページ、経常費用計2億5143万354円を差し引いた、当期経常増減額は216万3707円となり、これに一般正味財産期首残高と指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億1785万5378円となっております。

18ページに貸借対照表、21ページ、22ページに正味財産増減計算書内訳書、23ページに財産目録、24ページには事業団の監査報告書を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算につきましては、以上でございます。

続きまして、令和2年度の事業計画及び予算について、ご説明いたします。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、中長期的な視点に立ち、将来にわたって、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目的としております。

別冊資料「事業計画書及び予算書」の3ページには、令和2年度事業計画の基本方針、4ページから7ページにかけて、事業区分別の概要を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

予算につきましては、8ページをお願いいたします。令和2年度当初予算額は、経常収益計2億2014万5千円に対し、9ページ、経常費用計2億2222万円でございます。

当期一般正味財産増減額はマイナス207万5千円となり、前期繰越収支額である、一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は、1361万6671円、これに指定正味財産期末残高を加えた、正味財産期末残高は、1億1361万6671円でございます。

収入の主なものは、文化会館指定管理料、施設利用料金収入及び受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、自主文化事業の実施費用等の公共施設管理運営事業費などでございます。

10ページから11ページに収支予算書内訳表を記載しておりますが、内容の説明は、省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第18号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」及び「報告第19号 一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の経営状況」、以上2件の報告を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（上野恭裕）

報告第18号、19号につきまして、ご報告いたします。本件2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

議案書の98ページをお願いいたします。まず、「報告第18号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」について、ご説明いたします。

一般財団法人サンビレッジ茜の令和元年度事業報告及び決算書の3ページ、公益事業報告をお願いいたします。公益事業計画に基づく、実施事業の概要につきましては、3ページから6ページにかけて記載しております。人工芝スキー場や茜ドームなどのスポーツ施設やロッジ・キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、子どもたちの自然体験・生活体験活動を重視する総合的な自然体験型教育施設づくりに努めております。本年度も利用者をふやすため、さまざまな営業活動や特別プランの作成を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2月、3月の利用者が減少する結果となりました。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、今後の対応について検討しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

令和元年度の公益事業の収支決算につきましては、7ページから10ページに収支決算書を添付しております。8ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するため、休館を行った影響もあり、7489万8235円、支出の決算額は、9ページの下段に記載しておりますとおり、7972万1029円となっております。単年度収支としましては、482万2794円の赤字となっております。10ページ、前期繰越収支差額がマイナス1157万5815円となっておりますので、当期収支差額と合わせて次期繰越収支差額は1639万8609円の赤字となっております。

11、12ページに貸借対照表、13、14ページに正味財産増減計算書、15ページに財産目録、16ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。

17ページをお願いいたします。収益事業につきましては、「食」の提供などを通じて、公益事業を補完する事業であります。

事業概要としまして、「レストランの運営」、「地域（施設）の特性を活かしたメニュー開発と顧客の確保」に努めることとしております。また、収益事業につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2月、3月の利用者が減少する結果となっております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、18、19ページに収支決算書を添付しております。収入の決算額は、18ページの中段に記載しておりますとおり、1397万7274円、支出の決算額は、19ページの上段に記載しておりますとおり、1452万528円となっております。単年度収支としましては54万3254円の赤字となっております。前期繰越収支差額がマイナス97万647円となっておりますので、当期収支差額と合わせて、次期繰越収支差額は151万3901円の赤字となっております。

20ページに貸借対照表、21ページに正味財産増減計算書、22ページに財産目録、23ページに監査報告書を添付しております。内容の説明については、省略させていただきます。

続きまして、令和2年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算について、ご説明いたします。

令和2年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、3ページから5ページにかけて、事業の基本方針及び内容について記載しております。計画の内容につきましては、自主事業の実施、施設の整備、情報の提供、営業活動、関連施設と連携した事業、地域との連携を柱に、施設・設備を有効に活用してまいります。また総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き取り組むこととしております。

公益事業の予算につきましては、6ページに記載しておりますとおり、収入、支出ともに同額の8251万1千円としております。詳細内容につきましては、7ページから10ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。収益事業計画につきましては、公益事業の目的達成のため、「食」の提供などを通じて、公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。

予算につきましては、12ページに記載しておりますとおり、収入、支出とも同額の1695万5千円を予定しております。予算明細書につきましては、13、14ページに記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第18号についての報告を終わります。

続きまして、報告第19号について、ご報告いたします。

議案書の99ページをお願いいたします。一般財団法人筑豊勤労者福祉協会につきましては、令和元年12月31日をもって解散し、令和2年4月15日に清算が終了いたしました。今回ご

報告いたしますのは、平成31年4月1日から解散日であります令和元年12月31日までの決算及び解散日の翌日から清算終了日であります令和2年4月15日までの間の決算及び清算のご報告となります。

「令和元年度事業報告及び決算報告」の3ページ、「令和元年度 事業報告」をお願いいたします。実施事業の概要につきましては、3ページから7ページにかけて記載しておりますとおり、客室、会議研修室、テニスコートの貸与やレストラン及び入浴施設の運営に関することとなっております。また、青少年の健全な育成と公共の福祉の増進及び東京オリンピック・パラリンピック競技別強化拠点施設として、スポーツ庁から指定を受け、車いす競技のトップアスリートが強化合宿を実施するなど、車いすテニスの普及啓発にも寄与しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

令和元年度の収支決算につきましては、10ページから12ページに正味財産増減計算書を添付しております。10ページの中段に記載しておりますとおり、収入の決算額は、指定管理料による増額はあったものの、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業による本館の営業休止及びテニスコート利用貸し付け終了による施設利用者の減少などの影響を含み、1億1181万8337円となり、支出の決算額は、11ページ下段付近に記載しておりますとおり、1億1549万7622円、単年度収支としましては、367万9285円の赤字となっております。また、正味財産期末残高は、12ページの下段に記載しておりますとおり、386万3752円の黒字となっております。

その他、8ページ、9ページ及び16ページから20ページにかけましては、貸借対照表、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、清算報告書の2ページをお願いいたします。先ほど申し上げましたが、一般財団法人筑豊勤労者福祉協会につきましては、令和元年12月31日をもって解散し、令和2年1月1日付で解散登記を行っております。以降、清算人が官報に当財団の解散について公告し、債権者に対し催告を行うなどの清算業務を行い、全ての収支に関する事務を終え、令和2年4月15日に残余財産29万8752円を市に引き継ぎ、清算が終了いたしました。なお、清算終了登記につきましては、5月7日に登記が完了しております。

収支決算につきましては、4ページから5ページに正味財産増減計算書を添付しております。収入の決算額はございませんでした。支出につきましては、清算に係る労務費6万5千円及び先ほど申し上げました残余財産29万8752円の合計額36万3752円となっております。これらにつきましては、12月末正味期末残高386万3752円として清算を行い、あわせて飯塚市に300万円及び各自治体、商工会議所、青年会議所等へ50万円の出資金の返還を行ったところであります。

3ページに貸借対照表、6ページから9ページまで、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録などを掲載しておりますが、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第19号についての報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

1点だけ聞かせていただきます。報告第18号の一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況について、今担当課長のほうから報告がありましたが、決算書のほうなんですけど、13ページのほうの正味財産増減計算書というのがございます。これをちょっと見させていただきますと、当年度に関しましては、収入が約7489万円、支出のほうは約7972万円、収支、経常増減額が約マイナス480万円。前年度に関しましては、収入のほうは約7975万円、支出のほうは約8200万円増減額が約マイナス232万円というところで、当年度、前年度ともにマイナス

が生じておるわけですがけれども、これを見ますと、下のほうの一般正味財産期首残高と期末残高のほうで、この赤字のほうを吸収しているように見えます。当年度の期末残高というのが60万1391円というふうになっております。先ほどありましたけれども、繰り越しの債務のほうも約1639万円に上っておるといところで、あと、加えまして、収益事業、公益事業を賄うための収益事業に関しましても、しっかりとしたプラスが出ていないというふうな状況でございますが、私この施設に何度も伺わせてもらいまして、すばらしい施設でございますし、ぜひ存続していただきたいという思いで質問しておりますが、こういった財務状況に関しまして、先ほどありましたように決算書のほうは2月から3月の影響を受けていると思うんですけど、予算に関しましては、4月以降の分の影響が出てくると思います。こういった通常も赤字が累積して、単年度で赤字が出ている状況で、今年度に関しましても、恐らく収入がちょっと見込めない状況も出てくるのではなかろうかと思うんですけど、そういった部分に関しまして、こういった形で市として対応されていこうと考えられているのか、答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（上野恭裕）

今ご指摘のとおり、マイナスの決算が続いておる状況でございます。また、市としましては、今年度、昨年度、コロナウイルスの影響は確かにございました。それにつきましては、今後、指定管理でしていただいている施設側と市のほうで協議をしながら、経営努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

そういう答弁になるのかなと思うんですけど、やはりもう少し具体的に、どこをどう改善していくというのが要るのではないかと思います。例えば、管理のほうは指定管理で任されているわけですがけれども、この指定管理者のほうから、この現状をどうしていこうというふうな考えとかは出てきてないんでしょうか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（上野恭裕）

こちらの部分につきましては、今までも行っておりましたとおり、特別なプランを考える。それから、また新たな顧客確保に向けてプランを練っていく。それから、施設の経費節減についても、もう一度見直すような形で現在進めているところでございます。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

そういったプランの見直しのほうで、今年度についてもしっかりとやっていけるというふうに市としては考えているということによろしいんでしょうか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（上野恭裕）

はい、これからも努力してまいります。

○議長（上野伸五）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。9番 永末雄大議員、22番 松延隆俊議員、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和2年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変おつかれさまでした。

午後 2時12分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 淵上憲隆

書記 安藤良

議事調査係長 岩熊一昌

書記 伊藤拓也

書記 今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

副市長 梶原善充

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 久世賢治

行政経営部長 久原美保

都市施設整備推進室長 山本雅之

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 實藤和也

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 原田一隆

公営競技事業所長 浅川亮一

福祉部次長 渡部淳二

都市建設部次長 中村洋一

企業局次長 本井淳志

財政課長 落合幸司

商工観光課長 上野恭裕

建設政策課長 臼井耕治

文化課長 坂口信治

企業管理課長 榊敏江

